

○令和5年度 島田市建設工事競争入札参加者の格付基準

等級の格付基準

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	水道施設工事
A	<p>①総合数値が800点以上である。</p> <p>②特定建設業の許可を有する、又は一般建設業の許可を有し1級土木施工管理技士を2名以上有し、かつ1級・2級の技術職員を6名以上有する。</p> <p>③工事实績を有する。</p> <p>*①、②、③全てに該当する者。</p>	<p>①総合数値が750点以上である。</p> <p>②特定建設業の許可を有する、又は一般建設業の許可を有し1級技術職員を2名以上有する。</p> <p>③工事实績を有する。</p> <p>*①、②、③全てに該当する者。</p>	<p>①総合数値が650点以上であり1級又は2級の技術職員を有する。</p> <p>②工事实績を有する。</p> <p>*①、②全てに該当する者。</p>	<p>①総合数値が650点以上であり1級又は2級の技術職員を有する。</p> <p>②工事实績を有する。</p> <p>*①、②全てに該当する者。</p>	<p>①総合数値が700点以上である。</p> <p>②特定建設業の許可を有する、又は一般建設業の許可を有し1級技術職員を有する。</p> <p>③工事实績を有する。</p> <p>*①、②、③全てに該当する者。</p>
B	<p>①総合数値600点以上800点未満又はAランクの総合数値は確保しているが、技術職員の要件を満たしていない。</p> <p>②工事实績を有する。</p> <p>*①、②全てに該当する者。</p>	<p>①総合数値点550点以上750点未満である、又はAランクの総合数値は確保しているが、技術職員の要件を満たしていない。</p> <p>②工事实績を有する。</p> <p>*①、②全てに該当する者。</p>	<p>①総合数値が650点未満である。</p> <p>②Aランクの総合数値は確保しているが技術職員の要件を満たしていない。</p> <p>③工事实績を有しない。</p> <p>④新規入札参加者</p> <p>*①、②、③、④のいずれかに該当する者。</p>	<p>①総合数値が650点未満である。</p> <p>②Aランクの総合数値は確保しているが技術職員の要件を満たしていない。</p> <p>③工事实績を有しない。</p> <p>④新規入札参加者</p> <p>*①、②、③、④のいずれかに該当する者。</p>	<p>①総合数値500点以上700点未満、又はAランクの総合数値は確保しているが、技術職員の要件を満たしていない。</p> <p>②工事实績を有する。</p> <p>*①、②全てに該当する者。</p>

C	①総合数値が600点未満である。 ②工事实績がない。 ③新規入札参加者 *①、②、③のいずれかに該当する者。	①総合数値が550点未満である。 ②工事实績がない。 ③新規入札参加者 *①、②、③のいずれかに該当する者。			①総合数値が500点未満である。 ②工事实績がない。 ③新規入札参加者 *①、②、③のいずれかに該当する者。
---	---	---	--	--	---

※ 「工事实績」とは、経営事項審査における平均完成工事高をいう。

(総合数値の算定方法)

$$\text{総合数値} = (\text{経営事項審査の総合評定値}) \times (1 + D/100)$$

D 別記による工事成績による数値 (+10～-10)

別 記

D 工事成績の数値

工 事 成 績	80点 以上	79点	78点	77点	76点	75点	74点	73点	72点	71点	70点 以下
数 値	+10	+8	+6	+4	+2	0	-2	-4	-6	-8	-10

(※) 工事成績

島田市発注工事を対象とし、前年度及び前々年度に契約検査担当課が採点した工事成績を平均点が75点になるように調整してあらわしたものである。